

各学校証明書の提出について

下記に該当する各学校の証明書（予備校及び高等学校は除く。）を、**提出期限【令和7年9月4日（木）厳守】**内に採用センターに必着するよう郵送又は持参してください。

なお、学校の都合等により提出期限を過ぎてしまう可能性がある場合は、採用センターに事前連絡をしたうえで、入手次第、できるだけ早く到着するように提出してください。

採用日までに学校証明書の確認ができない場合は、受験資格の確認が出来ず採用されない場合や、給与決定に支障をきたしますので、必ず提出してください。

- 高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）に合格している方は、合格証明書の写しを併せて提出願います。
- 証明書の提出が間に合わない場合は、初任給決定調書の余白に送付予定日等を鉛筆で記入してください。
- 大学等卒業見込みの方は、学校に卒業証明書の発行予定日を確認し、初任給決定調書の余白に記載してください。
- 専修学校及び大学など複数箇所に通学している(た)場合、最終の学校だけでなく、通学した学校すべての卒業証明書又は在学している(た)ことを証明する書類を提出してください。

次ページより自身の該当するものを確認し、以下の必要な証明書を提出してください。

①【卒業（修了）証明書】（以下、①）

②【在学していたことを証明する書類】（以下、②）

（在学期間が確認できる証明書※入学日、退学日が記載された証明書）

③【在学中に取得した単位数及びその取得年次（年度）を証明する書類】（以下、③）

警察官Ⅰ類、国際捜査Ⅰ類、武道・体育指導Ⅰ類、サイバー犯罪捜査Ⅰ類

- 1 大学（院）を卒業（修了）、専修学校を卒業（修了）し高度専門士の資格を取得した方
（※令和7年9月で卒業見込みの方を含む。）
⇒ ①のみ ※在学証明書、卒業見込み証明書等は不要

- 2 大学院を中途退学した方または退学予定の方
⇒ ①（卒業した大学のもの）と②（退学予定の場合、令和7年9月1日以降に発行された証明書を有効とします。）

警察官Ⅱ類、サイバー犯罪捜査Ⅱ類

- 1 短期大学、専修学校を卒業（修了）した方（※令和7年9月で卒業見込みの方を含む。）
⇒ ①のみ ※在学証明書、卒業見込み証明書等は不要

- 2 大学、短期大学、専修学校を中途退学または退学予定の方
⇒ ②（退学予定の場合、令和7年9月1日以降に発行された証明書を有効とします。）

- 3 上記2の中で、大学に2年以上在学し、かつ、62単位以上取得した方
（Ⅰ類に該当する方を除く。令和7年9月までに取得見込みの方を含む。）
⇒ ②と③（退学予定の場合、令和7年9月1日以降に発行された証明書を有効とします。）

- 4 高校のみ卒業した方
⇒ **提出不要**